

地域資源回収

～資源物回収報告の手引き～



目次

| | |
|---------------------|-------|
| 地域資源回収とは？ | 1 |
| 地域資源回収奨励金について | 2 |
| 回収量の報告手続きについて | 3 |
| 奨励金の振込予定日について | 4 |
| 報告書の書き方等について | 5 |
| よくある質問について | 6～9 |
| 記入例 | 10～12 |
| 地域資源回収登録業者一覧表 | 13 |

「燃やせるごみの袋」の中には 「なに」が入っている？

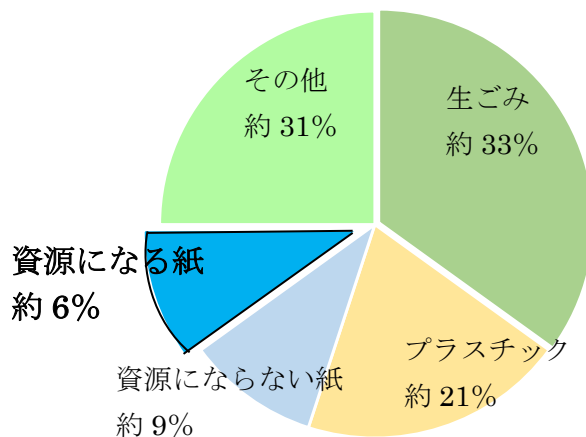
町田市では毎年、ごみ袋の中身を調べています。
2019年度に行った調査結果は、次のとおりです。



2019年度『燃やせるごみ』の組成調査結果

| | |
|----------|------|
| 生ごみ | 33% |
| プラスチック | 21% |
| 資源にならない紙 | 9% |
| 資源になる紙 | 6% |
| その他 | 31% |
| 合計 | 100% |

その他：木・草類、繊維類、
ゴム・皮革類など



燃やせるごみの中には

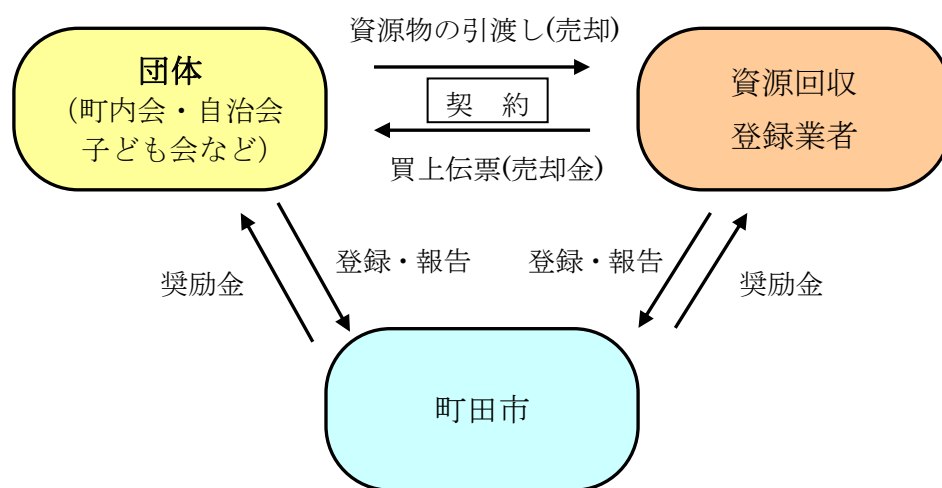
資源になる紙が入っています

きちんと分別しましょう

〈 地域資源回収とは？ 〉

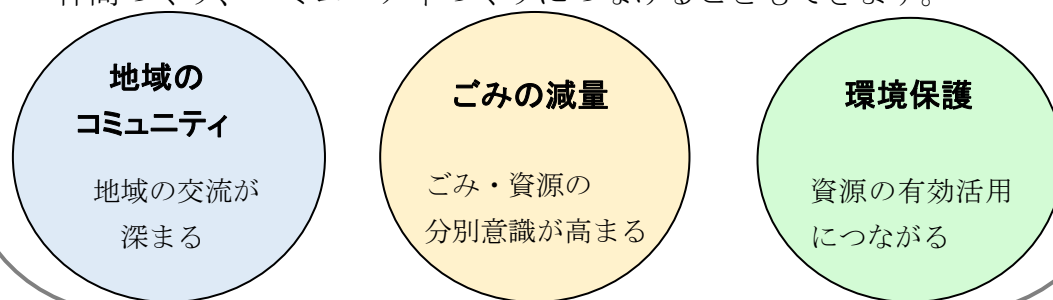
各家庭から出る古紙、古着、空き缶、空きびんなどは、分別して回収することで、資源として生かされ、ごみとして処理せずすみませす。

そこで、町内会・自治会や子ども会などの地域の皆さんが、協力し合い、市の資源回収とは別に自分たちで資源を回収する活動が地域資源回収です。この地域資源回収によって、集めた資源の回収量に応じて、市から奨励金が支払われます。



地域資源回収のメリット

奨励金が団体の活動資金になるほか、地域の皆さんと情報を交換し合うことで、一人一人のごみに対する意識を高め、地域内の仲間づくり、コミュニティづくりにつなげることもできます。



■ 実施団体数と回収量の推移

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------------|----------|----------|---------|
| 実施団体数 (団体) | 371 団体 | 371 団体 | 353 団体 |
| 資源回収量 (t) | 10,942 t | 10,691 t | 9,994 t |

〈 地域資源回収奨励金について 〉

町田市では、ごみの減量と資源化を進めるため、地域での資源物回収に対して奨励金を支給しています。

対象となる回収品目と奨励金額

| 対象品目 | 奨励金額 |
|--|--------|
| 新聞 ダンボール 雑誌・雑がみ 紙パック 古着 アルミ缶 スチール缶 カレット（ワンウェイビン） | 6 円/kg |
| 生きビン（リターナブルビン） | 4 円/本 |

回収業者によって、回収品目や分け方、出し方が異なります。
品目の追加や分別方法など、業者とよく相談して決めましょう。

【 注意点 】

- (1) 市内の一般家庭から分別して排出された資源であること。
- (2) 商店や事業者から排出された資源でないこと。
- (3) 市が回収する資源集積所から取り出さないこと。
- (4) 市の登録を受けた業者に引き渡すこと。

みなさんへの報告やお礼を忘れずに

「地域資源回収の奨励金が地域でどのように使われているか分からない」などの問い合わせが寄せられています。

「回収量の結果報告」や「奨励金の使い道」を報告するなど、長期に渡って地域の方々の協力が得られるように工夫しましょう。
今後の回収量増加にもつながります。

〈 回収量の報告手続きについて 〉

四半期（3ヶ月）ごとに、報告が必要です。（郵送可）

◆ 提出書類

◎ 地域資源物回収報告書

（市から6月に担当者に送付）

◎ 地域資源回収買上伝票（市提出）

（業者から回収のたびに受け取る）

※団体の控え等のためにコピーした場合、コピーではなく原本を送付ください。
※用紙が不足した場合は町田市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kankyo/gomi/event/kyoudou/chii_kisigen.html

インターネットが利用できない方は、郵送しますので連絡してください。

◆ 締め切り日

| | | |
|-----------------|---|---------------|
| ◎第1四半期（4～6月分） | ： | <u>7月 9日</u> |
| ◎第2四半期（7～9月分） | ： | <u>10月 8日</u> |
| ◎第3四半期（10～12月分） | ： | <u>1月11日</u> |
| ◎第4四半期（1～3月分） | ： | <u>4月11日</u> |

◆ 提出先

〒194-0202 町田市下小山田町 3160

町田市 環境資源部 3R推進課 推進係
地域資源回収担当 宛

◆ 地域資源団体の登録内容に変更があった場合(代表者や口座、業者の変更など)

→ 「町田市地域資源物回収団体登録変更(辞退)届出書」(第3号様式)

をご提出ください(12ページ参照)

〈 奨励金の振込予定日について 〉

◆ 振込予定日

| | | |
|-----------------|---|----------------|
| ◎第1四半期(4~6月分) | : | <u>8月 31日</u> |
| ◎第2四半期(7~9月分) | : | <u>11月 30日</u> |
| ◎第3四半期(10~12月分) | : | <u>2月 28日</u> |
| ◎第4四半期(1~3月分) | : | <u>5月 20日</u> |

※3ページ記載の締め切り日までに、

団体および業者の両者から報告書等の提出がされると、
振込予定日に奨励金を振り込みます。

報告書の提出が締め切りより遅くなると、振込も遅れることがあります。

※提出された報告書等に不備・間違いがあったときは、

報告書等の再提出時期によっては振込が遅れることがあります。

〈 報告書の書き方等について 〉

10, 11 ページ記載の記入例を参照してください。

◆ 提出された書類のよくある間違い

| | |
|---------------------------------|--|
| 提出書類が足りない。 | 提出書類は、報告書・買上傳票（市提出）の2種類必要です。 買上傳票は、該当月のすべてのものが必要です。 |
| 団体控の買上傳票が提出されている。 | 提出する買上傳票は、 <u>右上に「(市提出)」と書かれたもの</u> です。 「(団体控)」では受付できません。 「(団体控)」は団体で5年間保管してもらうものとなります。 |
| 報告書の代表者住所と代表者氏名が登録されている代表者ではない。 | 書類の返送をしますので訂正し、再提出をお願いします。 <u>記入を間違えたときは二重線で消してください。鉛筆・消えるペンでの記入、修正液・修正テープは使えません。</u> |
| 報告書の記入に間違いがある。 | 正しく記入してあるか確認してください。 記入を間違えたときは二重線で消してください。 <u>鉛筆・消えるペンでの記入、修正液・修正テープは使えません。</u> 使うと書類の再提出が必要になります。 |
| 計量票を送付している。 | 業者から発行される計量票は市への提出は不要となりますのでご返送いたします。 市への提出で必要となるのは回収報告書と買上傳票(市提出)の2種類となります。 |
| 請求書を送付している。 | 請求書は廃止しましたので提出不要となります。 |
| 旧式の報告書を使用し提出している。 | 毎年、予備分を送付しておりますので、過去の報告書を保管している団体もあるかと思えます。 報告書は最新のものをご使用していただきますようお願いいたします。 |

〈 よくある質問について 〉

【報告書類提出編】

| | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| Q | 報告書が手元にない。 | A | 市ホームページからダウンロードしてください。 インターネットが利用できない方のみ郵送します。 |
| Q | 買上伝票がない。 | A | 買上伝票は、資源回収業者から受け取るものになります。 業者に連絡してください。 また、紛失した場合は、業者に再発行を依頼してください。 |
| Q | 報告書類の提出は市庁舎（7階 環境政策課）や市民センターでもいいのか。 | A | 報告書類の受理はいたしますが、所管部署ではないため内容確認はできません。 不備等があった場合には、担当者にご連絡をする可能性があります。 |
| Q | 報告書等の提出が、締め切りに間に合わない。 | A | 締め切り後でも受付はします。 ただし、締め切り後の提出になると、奨励金の振込が4ページ記載の予定日より遅くなる可能性があります。 また、回収業者への支払いは全団体の提出がされてからになりますので、なるべく早く提出してください。 |
| Q | 報告書の提出が締め切り後になっても、奨励金は支払われるのか。 | A | 締め切りから一ヶ月以上遅れると、奨励金の支払いができなくなることがあります。 |

【奨励金振込編】

| | | | |
|---|-----------------|---|--|
| Q | 奨励金の支払日はいつか。 | A | <p>4 ページの振込予定日を確認してください。</p> <p>報告書の提出が締め切りより遅れた時は、振込が遅くなる可能性があります。</p> <p>また、団体からの報告書の提出が期限内であっても、回収業者からの報告書の提出が遅れたときは、振込が遅れる可能性があります。</p> <p>なお、報告書の提出が遅れたことによる振込日の遅れについては、振込日の通知はいたしません。振込口座の通帳記入にてご確認ください。</p> |
| Q | 通帳に記載される振込名は何か。 | A | <p>「マチダシ カイケイ カンリシャ」という名でご入金されます。</p> <p>同日に市役所から他の入金がある場合は合算されて入金されます。</p> |

【変更編】

| | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| Q | 変更届が手元にない。 | A | 6月と3月に担当者に送付いたします。 (6月送付分は、この手引きと同封しております) 届出用紙がない方は、市ホームページからダウンロードしてください。 インターネットが利用できない方には郵送しますので、3R推進課に連絡してください。 |
| Q | 代表者・担当者が変わった。 | A | 変更が生じた時点で変更届を提出してください。 |
| Q | 回収業者を変更したい。 | A | 市では業者の紹介はしておりません。 13ページの登録業者一覧表から業者に問い合わせてください。 新しく業者との契約が決まりましたら変更届を提出してください。 |
| Q | 回収業者・回収日・集積場所の変更が生じた。 (生じる) | A | 変更が生じた時点で変更届を提出してください。 回収日を変更する場合は、行政回収日と重複しないようにしてください。 |
| Q | 振込口座が変わった。 (変更したい) | A | 変更届を提出してください。 ただし、誤入金や振込が出来なくなることがありますので、 <u>報告書の提出後から奨励金の入金までの間は、変更を避けてください。</u> やむを得ず上記期間に変更する場合は3R推進課に連絡してください。 |

【活動休止・辞退編】

| | | | |
|---|---------------|---|---|
| Q | 資源回収活動を休止したい。 | A | <p>5年間は休止することができます。休止することが決まったら、まず3R推進課までご連絡ください。</p> <p>休止する場合は3R推進課まで変更(辞退)届出書(第3号様式)のご提出が必要となります。</p> <p>なお、市に休止の連絡をして5年経過し連絡のない団体は、登録を取消し、取消通知書を送付いたします。</p> |
| Q | 資源回収活動を辞退したい。 | A | <p>団体登録変更(辞退)届出書(第3号様式)の変更事由「2. 登録辞退」に○をし、辞退理由と辞退年月日をご記入の上、3R推進課までご提出ください。</p> <p>なお、四半期の回収報告と一緒に辞退届をご提出し、口座を解約する際は最後の回収報告分の入金をご確認してからの解約をお願いします。</p> <p>奨励金の振込は4ページ記載の振込予定日をご確認ください。</p> |



〈 記入例 一資源物回収報告編一 〉

◎ご注意ください◎

提出書類は

- 地域資源物回収報告書
- 地域資源回収買上伝票（市提出）

の2点のみになります

奨励金交付請求書の提出は必要ありません

買上伝票は、
右上に「市提出」と
書いてあるものです。

(市提出)

(市提出)

(市提出)

第13号様式

地域資源回収買上伝票

再生利用の会 様

業者名 _____ 20○×年4月1日

回収業者×××

単位:kg

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|--------|--------|----|-----|---------|--------|----|-----|
| 新聞 | 150 kg | 2 | 300 | 1.8ℓ | 5 本 | 0 | 0 |
| 雑誌 | 100 kg | 1 | 100 | 2ℓ (香油) | 本 | | |
| ダンボール | 50 kg | 0 | 0 | ビール | 本 | | |
| 紙パック | kg | | | カレット | 30 kg | 0 | 0 |
| 古着 | 10 kg | 2 | 20 | | | | |
| スチールカン | 5 kg | 2 | 10 | 合計 | 365 | | 470 |
| アルミカン | 20 kg | 2 | 40 | | | kg | |
| | | | | | [5 本] | | |

買上伝票に記載されている
品目の「数量」と「単価」を
月ごとにまとめて報告書に
記載してください。



市からの奨励金単価 6 円
ではありません

必ず買上伝票どおりの
単価を記入してください

「団体名」・「代表者住所」・「代表者氏名」を
記入してください

代表者印は2021年度より
廃止しましたので、不要となります。

第15号様式

町田市地域資源物回収報告書（地域資源

町田市長 様

200X 年 4 月～ 200X 年 6 月

奨励金の支給を受けたいので、町田市

再生利用の会

代表者住所 町田市 下小山田町3160

代表者氏名 護美減 太郎

資源物再利用推進事業実施要綱第12第1項の規定によ

登録番号 5374

回収業者XXX

合計欄も忘れずに
記入してください

| 回収月 | 4 月 | | 5 月 | | 6 月 | | 合計 |
|------|------------------|--------|------------------|--------|----------------|--------|-------------------------------|
| 回収品目 | 数量 | 単価 | 数量 | 単価 | 数量 | 単価 | 数量 |
| 紙類 | 新聞 | 150 kg | 2 | 100 kg | 1 | 100 kg | 350 kg |
| | 雑誌・雑がみ | 100 kg | 1 | 200 kg | | 150 kg | 450 kg |
| | ダンボール | 50 kg | | 120 kg | | 150 kg | 320 kg |
| | 紙パック | | | | | | |
| 古着 | | 10 kg | 2 | 15 kg | | 30 kg | 55 kg |
| | 缶 | | | | | | |
| カン | スチール缶 | 5 kg | 2 | | 10 kg | | 15 kg |
| | アルミ缶 | 20 kg | 2 | 20 kg | 2 | 30 kg | 70 kg |
| | ペット | 30 kg | | | | | 30 kg |
| | リットル | 5 本 | | 1 本 | | | 6 本 |
| ビン | 2ℓ(醤油) | | | | | | |
| | ビール | | | | | | |
| 合計 | 365 kg [5 本] | | 455 kg [1 本] | | 470 kg [本] | | 1,290 kg A合計 B合計 [6 本] |

| 奨励金額記入欄 | | |
|------------------------|------|---------|
| A 合計 | ×単価 | C 奨励金額 |
| 1,290 kg | ×6 = | 7,740 円 |
| B 合計 | ×単価 | D 奨励金額 |
| 6 本 | ×4 = | 24 円 |
| C 奨励金額 + D 奨励金額 = 奨励金額 | | |
| | | 7,764 円 |

合計の回収量を転記し、
単価を掛けて奨励金額を
算出してください。

この例の場合、7,764円が
市から団体への奨励金となり
ます。

「生きビン以外」の合計 (kg) と
「生きビン」の合計 (本) を、
分けて記入してください

※市への提出書類に、鉛筆・消えるボールペンでの記入、修正液・修正テープは使わ
ないください

書き間違いは二重線で消してください。

〈 地域資源回収登録業者一覧表 〉

- ※ 登録業者によって、取扱品目、売払い単価などが異なります。
- ※ 年度の途中で、登録業者を変更することもできます。

(2021年4月1日現在)

地域資源回収登録業者一覧表

| 業 者 名 | 住 所 | 電 話 | 取 扱 品 目 | | | | | | | | |
|------------------|--------------------------|---------------|---------|-------|-------|------|----|------|-----------|------|---|
| | | | 新聞 | 雑誌・紙類 | ダンボール | 紙パック | 古着 | アルミ缶 | 対アルミ缶生きピン | カレット | |
| (株)岡田商事 | 町田市 金森 1-21-11 | 042-732-3834 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 藤孝商会 | 町田市 金森 4-10-10 | 090-4061-0240 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小熊商店 | 町田市 上小山田町 3014-8 | 090-5799-9730 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (一財)まちだエコライフ推進公社 | 町田市 木曽東 2-1-1 | 042-797-9617 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)清江紙業 | 町田市 真光寺町 940-2 | 042-734-5363 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)宮崎 横浜営業所 | 町田市 鶴間 7-20-19 | 042-796-3510 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 佐野商店 | 町田市 森野 4-17-20-101 | 042-726-7653 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)ケイニーズ | 町田市 山崎町 186-2 | 042-791-6776 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)グリーン山愛 | 町田市 森野 6-1-1 | 042-728-9801 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)エコテック | 町田市 金井ヶ丘 2-9-9 | 042-738-5077 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)丸河紙業 | 相模原市中央区淵野辺 1-20-6 | 042-753-0905 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)リサイクルリン | 相模原市 中央区 千代田 6-12-19 | 042-759-4482 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 歌須見商店 | 相模原市 中央区 淵野辺 4-34-7 | 042-756-6667 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ペーパーメンテナンス | 相模原市 中央区 弥栄 1-16-9 | 042-756-8236 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三弘紙業(株)相模原営業所 | 相模原市 緑区 西橋本 1-19-19 | 042-773-1194 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)総合資源イケダ | 相模原市 南区 麻溝台 6-14-3 | 042-748-4761 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)武田商店 | 相模原市 南区 相模台 7-34-10-102 | 042-742-9660 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松岡紙業(株) | 相模原市 南区 上鶴間本町 5-8-20 | 042-742-8741 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)カネシロウ | 八王子市 南大沢 3-25 | 042-797-0081 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)丸三総業 | 八王子市 横川町 1123 | 042-623-0510 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)神商 | 大和市 深見 390-1 | 046-200-5502 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)大瀬商店 | 横浜市 旭区 若葉台 2-25-1105 | 045-921-8287 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (有)大興資源 | 横浜市 都筑区 川和町 255-4 | 045-929-4811 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (株)A・R・P・S | 横浜市 青葉区 青葉台 1-5-2 第5-108 | 045-883-7404 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

【 回収に関して 】

回収業者が交通の妨げになるような危険な回収及び駐車をしているという報告を受けております。

今後もそのような現場を目撃した場合は団体と業者ともに危険のないような回収作業について確認をとっていただくよう、お願い申し上げます。

— お問い合わせ・書類提出先 —

町田市役所 環境資源部 3R推進課 推進係

〒194-0202
町田市下小山田町3160

電話：042-797-0530

FAX：042-797-5374

MAIL：kshigen050_02@city.machida.tokyo.jp

